

八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市条例第15号

八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和元年八王子市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章・第2章（略） <b><u>第3章 削除</u></b>  第4章～第8章（略） 附則  （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 通所給付決定保護者 法 <b><u>第6条の2の2第8項</u></b> に規定する通所給付決定保護者をいう。 (2) <b><u>指定障害児通所支援事業者</u></b> 法第21	目次 第1章・第2章（略） <b><u>第3章 医療型児童発達支援</u></b> <b><u>第1節 基本方針（第67条）</u></b> <b><u>第2節 人員に関する基準（第68条・第69条）</u></b> <b><u>第3節 設備に関する基準（第70条）</u></b> <b><u>第4節 運営に関する基準（第71条―第77条）</u></b>  第4章～第8章（略） 附則  （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 通所給付決定保護者 法 <b><u>第6条の2の2第9項</u></b> に規定する通所給付決定保護者をいう。 (2) <b><u>指定障害児通所支援事業者等</u></b> 法第2

条の5の3第1項に規定する **指定障害児通所支援事業者**をいう。

(3)～(9) (略)

(10) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項（法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を **指定障害児通所支援事業者**が受けることをいう。

(11)・(12) (略)

(13) 多機能型事業所 第4条に規定する指定児童発達支援の事業、第78条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第90条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第98条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第73号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第83条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第136条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第150条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第165条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第177条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準条例第192条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。

2 (略)

(**指定障害児通所支援事業者**の一般原則)

第3条 **指定障害児通所支援事業者**は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第27条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づ

1条の5の3第1項に規定する **指定障害児通所支援事業者等**をいう。

(3)～(9) (略)

(10) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項（法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を **指定障害児通所支援事業者等**が受けることをいう。

(11)・(12) (略)

(13) 多機能型事業所 第4条に規定する指定児童発達支援の事業、**第67条に規定する指定医療型児童発達支援の事業**、第78条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第90条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第98条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第73号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第83条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第136条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第150条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第165条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第177条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準条例第192条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。

2 (略)

(**指定障害児通所支援事業者等**の一般原則)

第3条 **指定障害児通所支援事業者等**は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第27条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づ

き障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 **指定障害児通所支援事業者**は、当該**指定障害児通所支援事業者**を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 **指定障害児通所支援事業者**は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 **指定障害児通所支援事業者**は、当該**指定障害児通所支援事業者**を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

5 **指定障害児通所支援事業者**は、当該**指定障害児通所支援事業者**を利用する障害児の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、未成年後見制度の利用を支援するよう努めなければならない。

6 **指定障害児通所支援事業者**は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。

7 **指定障害児通所支援事業者**は、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注機会の増大に協力するよう努めなければならない。

第4条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な**支**

づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 **指定障害児通所支援事業者等**は、当該**指定障害児通所支援事業者等**を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 **指定障害児通所支援事業者等**は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 **指定障害児通所支援事業者等**は、当該**指定障害児通所支援事業者等**を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

5 **指定障害児通所支援事業者等**は、当該**指定障害児通所支援事業者等**を利用する障害児の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、未成年後見制度の利用を支援するよう努めなければならない。

6 **指定障害児通所支援事業者等**は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。

7 **指定障害児通所支援事業者等**は、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注機会の増大に協力するよう努めなければならない。

第4条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な**指**

援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものでなければならない。

第6条（略）

2（略）

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

4 第2項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

5 前項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

6 第1項（第1号を除く。）、第2項及び

導及び訓練を行うものでなければならない。

第6条（略）

2（略）

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

4 前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上

(2) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）  
機能訓練を行うために必要な数

(3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）  
医療的ケアを行うために必要な数

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 看護職員 1以上

(2) 機能訓練担当職員 1以上

6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 第1項から第5項まで（第1項第1号を

**第4項**に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

**7 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。**

8 **前2項**の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(管理者)

第7条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は**当該指定児童発達支援事業所以外**の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(設備及び備品等)

第9条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、**発達支援室**、相談室、洗面所、便所その他指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する**発達支援室**は、**支援**に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、**発達支援室**、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場

**除く。)**に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

8 **前項**の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(管理者)

第7条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は**同一敷地内にある他の**事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(設備及び備品等)

第9条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、**指導訓練室**、相談室、洗面所、便所その他指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する**指導訓練室**は、**訓練**に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、**指導訓練室**、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場

所を含む。) 、医務室、相談室、調理室、洗面所、**便所及び静養室**並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

**2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。**

**3 第1項**に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) **発達支援室**  
ア・イ (略)
- (2) (略)

4 第1項及び**第2項**に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、**第2項に掲げる設備を除き**、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

(利用定員)

第11条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所**（児童発達支援センターであるものを除く。）**にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第23条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、**次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けるものとする。**

- (1) **次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額**

所を含む。**以下この項において同じ。**) 、医務室、相談室、調理室、洗面所**及び便所**並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。**ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けられないことができる。**

**2 前項**に規定する設備の基準は、次のとおりとする。**ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。**

- (1) **指導訓練室**  
ア・イ (略)
- (2) (略)

**3 第1項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。**

4 第1項及び**前項**に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

(利用定員)

第11条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第23条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、**当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。**

(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3～6 （略）

（通所利用者負担額に係る管理）

第24条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しなければならない。

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第25条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費 又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費 及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 （略）

（指定児童発達支援の取扱方針）

第26条 指定児童発達支援事業者は、第27条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

3～6 （略）

（通所利用者負担額に係る管理）

第24条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第25条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 （略）

（指定児童発達支援の取扱方針）

第26条 指定児童発達支援事業者は、次条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

3 (略)

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

5 (略)

6 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図らなければならない。  
(1)～(7) (略)

7 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第26条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第26条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

（児童発達支援計画の作成等）

第27条 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支

2 (略)

3 (略)

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1)～(7) (略)

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（児童発達支援計画の作成等）

第27条 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支

援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）**を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児**の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 （略）

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、**第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた**指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、**障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で**、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 （略）

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者**及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）**を提供する者に交付しなければならない。

8～10 （略）

（児童発達支援管理責任者の責務）

援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）**を行い、当該障害児**の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 （略）

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 （略）

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

8～10 （略）

（児童発達支援管理責任者の責務）

第28条 (略)

**2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。**

(支援)

第30条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって**支援**を行わなければならない。

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に**支援**を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を**支援**に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による**支援**を受けさせてはならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第35条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費**若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費**の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第39条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び**発達支援室**の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(安全計画の策定等)

第40条の2 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して**通所給付決定保護者**との連携が図られるよう、**通所給付決定保護者**

第28条 (略)

(指導、訓練等)

第30条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって**指導、訓練等**を行わなければならない。

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に**指導、訓練等**を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を**指導、訓練等**に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による**指導、訓練等**を受けさせてはならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第35条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費**又は特例障害児通所給付費**の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第39条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び**指導訓練室**の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(安全計画の策定等)

第40条の2 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して**保護者**との連携が図られるよう、**保護者**に対し、安全計画に基づく

に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 (略)

(協力医療機関)

第42条 指定児童発達支援事業者 **(治療を行うものを除く。)** は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関(当該指定児童発達支援事業者との間で、障害児が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。以下同じ。)を定めなければならない。

(利益供与等の禁止)

第49条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 **第5条第19項** に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

(設備及び備品等)

第61条 基準該当児童発達支援事業所は、**発達支援**を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する **発達支援**を行う場所は、**支援**に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

### **第3章 削除**

**第67条から第77条まで 削除**

取組の内容等について周知しなければならない。

4 (略)

(協力医療機関)

第42条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関(当該指定児童発達支援事業者との間で、障害児が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。以下同じ。)を定めなければならない。

(利益供与等の禁止)

第49条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 **第5条第18項** に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

(設備及び備品等)

第61条 基準該当児童発達支援事業所は、**指導訓練**を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する **指導訓練**を行う場所は、**訓練**に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

### **第3章 医療型児童発達支援**

#### **第1節 基本方針**

**第67条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定医療型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。**

#### **第2節 人員に関する基準**

**(従業者の配置の基準)**

**第68条 指定医療型児童発達支援の事業を**

行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数

(2) 児童指導員 1以上

(3) 保育士 1以上

(4) 看護職員 1以上

(5) 理学療法士又は作業療法士 1以上

(6) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 第1項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

（準用）

第69条 第7条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

### 第3節 設備に関する基準

（設備）

第70条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。

(2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室、洗面所、便所及び調理室を有すること。

(3) 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。

2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない

い。

3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第1号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

#### 第4節 運営に関する基準

##### (利用定員)

第71条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

##### (通所利用者負担額の受領)

第72条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

(1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用については、別にこども家庭庁長官が定めるところによるものとする。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受け

た場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第73条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第74条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第75条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 利用定員

(5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の

種類及びその額

- (6) 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (12) その他事業の運営に関する重要事項

（情報の提供等）

第76条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（準用）

第77条 第12条から第22条まで、第24条、第26条（第4項及び第5項を除く。）から第34条まで、第36条、第38条から第41条まで、第43条から第47条まで、第49条から第53条まで及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第75条」と、第16条中「いう。第37条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第72条」と、第26条第1項及び第27条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第34条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第43条第1項中「従業者の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第35条」とあるのは「第74条」と読み替えるものとする。

第78条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービ

第78条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービ

ス」という。)の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な**支援**を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な**支援**を行うものでなければならない。

(設備及び備品等)

第81条 指定放課後等デイサービス事業所は、**発達支援室**、相談室、洗面所、便所その他指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する**発達支援室**は、**支援**に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

(設備及び備品等)

第87条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、**発達支援**を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する**発達支援**を行う場所は、**支援**に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

(従業者の配置の基準)

第91条 (略)

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは**心理担当職員**(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作**及び知識技能の習得**、生活能力の向上のために必要な**支援**その他の支援(以下**この項において単に「支援」という。**)を行い、**並びに**当該障害児の**支援**を行う者に対して**支援**に関する指導を行う業務その他職業訓練**若しくは**職業教育に係る業務に3年以上従事した者

ス」という。)の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な**訓練**を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な**指導及び訓練**を行うものでなければならない。

(設備及び備品等)

第81条 指定放課後等デイサービス事業所は、**指導訓練室**、相談室、洗面所、便所その他指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する**指導訓練室**は、**訓練**に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

(設備及び備品等)

第87条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、**指導訓練**を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する**指導訓練**を行う場所は、**訓練**に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

(従業者の配置の基準)

第91条 (略)

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは**心理指導担当職員**(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作**の指導、知識技能の付与**、生活能力の向上のために必要な**訓練**その他の支援(以下**「訓練等」という。**)を行い、**及び**当該障害児の**訓練等**を行う者に対して**訓練等**に関する指導を行う業務その他職業訓練**又は**職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければなら

でなければならない。

3 (略)

(準用)

第97条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条（**第6項及び第7項**を除く。）、**第26条の2**、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第40条の2、**第40条の3第1項**、第41条から第45条まで、**第47条から第50条まで**、第51条第1項**及び第53条から第55条まで**の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第96条」と、第16条中「いう。第37条第6号及び第51条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第95条」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第26条第1項及び第27条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、**第27条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第26条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と**、第41条第2項中「指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように」とあるのは「指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、感染症又は食中毒が発生しないように」と、「感染症及び食中毒の発生及びまん延」とあるのは「感染症及び食中毒の発生」と、**第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と**、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第102条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条（第4項を除く。）、**第26条の3**、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第40条の2、**第40条の3第1項**、第41条、第43条から第45条まで、**第47条から第50条まで**、第51条第1項、第53条から第55条まで及び第94条から第96

ならない。

3 (略)

(準用)

第97条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条（**第4項及び第5項**を除く。）、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第40条の2、第41条から第45条まで、**第47条、第49条、第50条**、第51条第1項、**第53条から第55条まで及び第76条**の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第96条」と、第16条中「いう。第37条第6号及び第51条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第95条」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第26条第1項及び第27条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第41条第2項中「指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように」とあるのは「指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、感染症又は食中毒が発生しないように」と、「感染症及び食中毒の発生及びまん延」とあるのは「感染症及び食中毒の発生」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第102条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条（第4項**及び第5項**を除く。）、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第40条の2、第41条、第43条から第45条まで、**第47条、第49条、第50条**、第51条第1項、第53条から第55条まで、**第76条**及び第94条から第96条までの規定

条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第16条中「いう。第37条第6号及び第51条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第102条において準用する第95条」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第26条第1項及び第27条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、**第26条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第27条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第41条第2項中「指定児童発達支援事業所において」とあるのは「指定保育所等訪問支援を行う施設において」と、第43条第1項中「従業者の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、**第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と**、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。**

（従業者の配置の基準に関する特例）

第103条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第5条第1項から第3項まで、第6条（**第4項及び第5項**を除く。）、第79条第1項から第3項まで、第91条第1項並びに第99条第1項の規定の適用については、第5条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支

は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第16条中「いう。第37条第6号及び第51条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第102条において準用する第95条」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第26条第1項及び第27条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第41条第2項中「指定児童発達支援事業所において」とあるのは「指定保育所等訪問支援を行う施設において」と、第43条第1項中「従業者の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

（従業者の配置の基準に関する特例）

第103条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第5条第1項から第3項まで、第6条（**第3項及び第6項**を除く。）、**第68条**、第79条第1項から第3項まで、第91条第1項並びに第99条第1項の規定の適用については、第5条第1項中「事業所（以下「指定

援事業所」という。)とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第6条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び**第3項**中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、**同条第6項**中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、**同条第7項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」と**、第79条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第91条第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第99条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

(利用定員に関する特例)

第105条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第11条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第11条及び第82条の規定にかかわらず、指

児童発達支援事業所」という。)とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第6条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び**第4項**中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、**同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、**第68条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と**、第79条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第91条第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第99条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。**

(利用定員に関する特例)

第105条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第11条、**第71条**及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第11条、**第71条**及び第82条の規定にかか

定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第11条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第11条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

5 (略)

(電磁的記録等)

第106条 **指定障害児通所支援事業者**及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第13条第1項（第59条、第63条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）、第17条（第59条、第63条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 **指定障害児通所支援事業者**及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものに

わらず、指定児童発達支援、**指定医療型児童発達支援**又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業、**指定医療型児童発達支援の事業**又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第11条、**第71条**及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第11条、**第71条**及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

5 (略)

(電磁的記録等)

第106条 **指定障害児通所支援事業者等**及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第13条第1項（第59条、第63条、**第77条**、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）、第17条（第59条、第63条、**第77条**、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 **指定障害児通所支援事業者等**及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものに

については、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

については、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第49条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

### （経過措置）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、この条例による改正後の八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第6条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 3 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 4 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（次項において「旧条例」という。）第6条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新条例第6条及び第11条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

- 5 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第6条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 6 新条例第26条の2（新条例第59条、第63条、第84条、第85条、第89条及び第97条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、第26条の2中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。